

東京都入退院時連携支援事業補助金交付要綱

	平成30年3月30日	29福保医政第2413号
	平成31年3月22日	30福保医政第2002号
改正	令和元年11月20日	31福保医政第1402号
改正	令和2年4月23日	2福保医政第99号

第1 目的

この要綱は、東京都入退院時連携強化事業実施要綱（平成30年3月28日付29福保医政第2317号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う、東京都入退院時連携支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項について定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

第2 補助事業者

この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第3の2に掲げる者とする。

第3 補助対象経費

この補助金の対象経費は、以下のいずれかに該当する看護師又は社会福祉士等（以下「入退院支援担当者」という。）の人件費（常勤職員給料、非常勤職員給料、賞与及び手当、法定福利費を含む。）とする。

ただし、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当する場合は対象外とする。

- 1 入退院支援を行うために配置されている職員で、第5の規定に基づく事業実施年度（以下「事業実施年度」という。）中に実施要綱第2の1に掲げる研修（以下「入退院時連携強化研修」という。）又は退院支援人材育成研修（平成27年3月13日付26福保医人第2555号）を修了する職員
- 2 過去に退院支援人材育成研修、退院支援強化研修（平成27年3月18日付26福保医政第1917号）又は入退院時連携強化研修を修了し、入退院支援を行うために配置されている職員（当該職員についてこれまで在宅療養移行支援事業補助金、在宅療養移行体制強化事業補助金又は入退院時連携支援事業の交付を受けていた期間と通算して3年を超えない場合に限る。）

第4 補助要件

この補助金は、事業実施年度中に以下の1から3までの要件又は1から5までの要件を満たす者に対して交付する。

- 1 入退院調整体制の強化に取り組むこと
- 2 入退院支援担当者を中心に、在宅療養移行支援や地域における医療と介護の連携などに取り組むこと
- 3 在宅療養患者の病状変化時における受入体制の確保に努めること
- 4 在宅療養患者の受入れについて、3月で6人以上の実績があること
- 5 多職種連携システムを活用して、地域の医療・介護関係者との情報共有に取り組むこと

第5 事業実施年度

事業実施年度は、第7の規定に基づく交付申請がなされた日が属する年度の4月1日から3月31日までとする。

第6 補助金の交付

この補助金は、次により算出された額を東京都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 1 次表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を除いた額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額に第3欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
3,600千円×配置月数／12 (1病院につき1名とする。)	第3 補助対象経費のとおり	1 第4の規定に定める要件1から3までを満たす者については1／2 2 第4の規定に定める要件1から5までを満たす者については3／4

第7 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都知事（以下「知事」という。）があらかじめ指定する日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第8 交付決定及び通知

- 1 知事は、第8の規定による交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、第12に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知する。
- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、交付の決定をすることができる。

第9 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合には、第8の規定に準じて、知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

第10 申請の撤回

申請者は、第9の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第11 交付の条件

この補助金の交付の決定には、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、次の条件を付けるものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認める場合に限るものとする。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となつた場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1)の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

5 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付けた条

件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。

- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、7の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

6 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

7 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令若しくはこの要綱による指示に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合においても適用する。

8 補助金の返還

- (1) 知事は、知事が7の(1)の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、知事の指示するところにより、その補助金の返還を命ずることができる。
- (2) (1)の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用する。

9 違約加算金及び延滞金

- (1) 7の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を返納した場合におけるその後の間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

10 違約加算金の計算

知事が、9の(1)の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

1 1 延滞金の計算

知事が、9の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

1 2 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1 3 他の補助金等との重複の禁止

この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

第1 2 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は東京都の会計年度が終了したときは、別記第2号様式による事業実績報告書を指定する期日までに知事に提出しなければならない。第1 2の2(3)の規定により廃止の承認を受けた場合も同様とする。

第1 3 補助金の額の確定等

知事は、第1 3の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第1 4 是正のための措置

知事は、第1 4の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

第1 5 補助金の請求及び支払

- 1 補助事業者は、第1 4の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち補助金の交付を請求しようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1項の規定により補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

第1 6 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第1 4 1号)の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月23日から施行する。